

## 稻敷市条例第152号

## 稻敷市総合計画審議会条例

## (設置)

第1条 稲敷市の総合計画について調査審議するため,稻敷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (掌握事務)

第2条 審議会は,市長の諮問に応じ,市の総合計画について調査審議し,その結果について,市長に答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は,次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する委員25人以内で組織する。

(1)市議会の議員 8名以内

(2)学識経験者 3名以内

(3)各種団体等 8名以内

(4)一般市民 6名以内

2 委員の任期は,2年とする。ただし、補欠委員の任期は,前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず,第1項第1号から第3号のうちより委嘱された委員にあっては,その職を去ったときは委員の職を失うものとする。

4 委員は再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に,会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は,委員の互選によって定める。

3 会長は,審議会を代表し,会務を総理する。

4 副会長は,会長を補佐し,会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは,その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は,会長が招集する。

2 会長は,会議の議長となる。

3 会議は,委員の半数以上が出席しなければ,開くことができない。

4 会議の議事は,出席した委員の過半数で決し,可否同数のときは,会長の決するところによる。

## (委員以外の者からの意見の聴取)

第6条 審議会は,必要があると認めるとときは,委員以外の者からその意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は,企画課において処理する。

## (委任)

第8条 この条例の施行に関し,必要な事項は,市長が別に定める。

## 附 則

この条例は,公布の日から施行する。